

家庭用パソコンの無料窓口回収を希望される方へ

※必ずお読みください

周防大島町では、平成 26 年 4 月 1 日より使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（通称「小型家電リサイクル法」）に基づき、平成 15 年 9 月以前に購入された家庭用パソコンを対象に生活衛生課（久賀東庁舎）及び各総合支所（久賀、大島、東和、橘）窓口において無料回収を実施しております。

次の条件をご確認いただき、別添「家庭用パソコン回収依頼書」に必要事項をご記入及び押印のうえ回収依頼をお願いします。

▼家庭用パソコン回収条件

1. 回収対象物

①平成 15 年(2003 年)9 月以前に購入された家庭用パソコン本体及びディスプレイ並びにパソコン本体を基調とした標準付属品のうちマウス、キーボード、ケーブル類となっております。（パソコン購入時期が不明の場合でも回収に応じます。）

なお、マウス、キーボード、ケーブル類等、標準付属品のみの窓口回収は行いません。定期収集の各ごみに分別し、ごみステーションに出してください。

②他市町から持込まれた家庭用パソコン等は回収しませんので、各市町の分別指導要領に沿って適正に処理を行ってください。

③事業活動に伴い購入・使用したのものについては産業廃棄物に該当しますので、回収しません。産業廃棄物は事業者の責任において適正に処理をしてください。

④家庭用パソコンのディスプレイとして使用されていたテレビは「特定家庭用機器」に該当するため、回収しません。

※「ごみ分別の手引き」をご参照いただき、適正な処分を行ってください。

2. 個人情報

必ず家庭用パソコンに保存されている個人情報(住所・氏名・生年月日など)を全て消去した後
に回収を依頼してください。情報を消去されていない場合、回収しません。

3. 回収日時

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4. 回収場所

生活衛生課（久賀東庁舎）及び各総合支所（久賀、大島、東和、橘）窓口

5. 窓口で回収された家庭用パソコンはお返ししません。

◆本町窓口以外で回収を希望される場合

各メーカー又はパソコン 3 R 推進協会ホームページ(<http://www.pc3r.jp>)にお問合せ下さい。

※各メーカー又はパソコン 3 R 推進協会に回収を依頼される場合、平成 15 年 9 月以前に購入された家庭用パソコン等は回収・リサイクル料金が必要になります。